

# 役員等報酬規程

社会福祉法人出羽むつみ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人出羽むつみ会の役員等の報酬について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。ただし、職員が役員等を兼ねている場合はこの規程を適用しない。

(理事会等会議の出席報酬)

第3条 役員等が、理事会、理事会各委員会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の会議に出席した場合は、その出席1回につき3,000円の報酬を支払うものとする。ただし、同日に複数の会議が開催され、それぞれに出席した場合であっても最初の出席会議のみについて支払うものとする。

(会議以外の出席報酬)

第4条 役員等が、理事長の命を受け、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、前条に規定する報酬を支払うことができる。

(監査の報酬)

第5条 監査業務にあたった者には、その業務1回につき5,000円の報酬を支払うものとする。

2 監査業務に立ち会った役員等については、第3条に規定する報酬を支払うことができるものとする。

(支払い時期)

第6条 報酬は、会議の開催時等に支払うものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成31年2月22日から施行する。